

令和6年第2回島田市教育委員会臨時会会議録

日時	令和6年3月15日(金)午後2時00分～午後3時00分
会場	教育委員会室
出席者	山中史章教育長、高杉陽子委員、原喜恵子委員、磯貝隆啓委員、森下真琴委員
欠席者	
傍聴人	0人
説明のための出席者	小松原教育部長、清水社会教育課長
会期及び会議時間	令和6年3月15日(金) 午後2時00分～午後3時00分
会議録署名人	高杉委員、森下委員
付議事項	(1) 市長の権限に属する事務のうち、島田市教育委員会の事務を補助する職員が補助執行している事務の一部を解除することについて (2) 教育機関の職員の任命について
協議事項	
報告事項	
	開 会 午後2時00分
教育長	ただ今から令和6年第2回教育委員会臨時会を開催します。 よろしく申し上げます。 会期は、本日3月15日、1日とします。 会議録署名人は、高杉委員と森下委員をお願いします。 初めに議案第7号、「教育機関の職員の任命について」ですが、人事に関わることで、公開しないこととしたいと思います。 会議を非公開にする発議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項により、討論を行わないで可否を決することになっておりますので、挙手による採決を行いたいと思います。 本案件について、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。
各委員	(全員挙手)
教育長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号、「教育機関の職員の任命について」は、公開しないことといたします。 したがいまして、議案第6号の審査を行い、その後、教育委員と教育部長以外は、退席していただき、議案第7号の審査に入ることとしますので御了承願います。

社会教育課長

それでは、議案第6号「市長の権限に属する事務のうち、島田市教育委員会の事務を補助する職員が補助執行している事務の一部を解除することについて」を審査いたします。

社会教育課長、説明をお願いいたします。

3ページをご覧ください。議案第6号「市長の権限に属する事務のうち、島田市教育委員会の事務を補助する職員が補助執行している事務の一部を解除することについて」ご説明申し上げます。

補助執行を解除する事務は、「青少年問題協議会に関する事務」です。こちらにつきましては、令和5年10月の島田市教育委員会定例会におきまして、条例の廃止をご協議いただいております。

改めて申し上げますと、条例廃止の理由ですが、令和5年4月1日のこども基本法の施行に伴い、島田市青少年問題協議会の役割である青少年に関する施策の審議については、子どもから若者まで一貫した施策が求められているため、「島田市子ども・子育て会議」に引き継がれることによるものです。

今回の対応は、この条例廃止に伴い、子育て応援課が所管する「島田市子ども・子育て会議」で青少年問題協議会の役割を担うこととしたため、島田市教育委員会による補助執行を解除しようとするものです。

補助執行を解除する日は令和6年4月1日となります。

以上社会教育課からご説明申し上げます。ご審議をお願いいたします。

教育長

ただ今、議案第6号「市長の権限に属する事務のうち、島田市教育委員会の事務を補助する職員が補助執行している事務の一部を解除することについて」の説明が終わりました。質問がある委員は、挙手をして発言をお願いします。

D委員

具体的にどのような事務を補助されていたのでしょうか。

社会教育課長

具体的な業務については、市長部局と協力して「子供・若者育成支援計画」を策定することです。

教育長

それではよろしいでしょうか。採決に移りたいと思います。

ただいま審議されました議案第6号で提案されました、「市長の権限に属する事務のうち、島田市教育委員会の事務を補助する職員が補助執行している事務の一部を解除することについて」、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第6号については、現案のとおり可決し、同意することといたします。

それでは、次の議案に移ります。

先ほど公開しないことに決した議案第7号の審査に入りたいと思います。

教育長

申し訳ありませんが、教育委員、教育部長以外の退席をお願いします。

(関係者以外退席)

以上で、議案第7号については終了しましたので、ここからの会議は公開することといたします。

以上で本日の臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午後3時00分